

尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月2日

尾道市長 平 谷 祐 宏

## 尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号国土交通省事務次官通知）に基づき、特定空家等及び不良空き家（以下「補助対象空家等」という。）の所有者又はその相続人（以下「所有者等」という。）が行う除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、その除却を促進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図ることを目的とし、その交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する空家等に対し、市長が尾道市空家等対策条例施行規則（平成29年規則第28号）第4条第1項に基づく通知を行ったもの（法第14条第3項の措置が命じられているものを除く。）
- (2) 不良空き家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第5項の判定の基準により判定した場合において、同条第4項に規定する不良住宅と判定される建築物のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。ただし、併用住宅（住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物をいう。）は、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者等。ただし、補助対象空家等が存する土地の所有者と当該補助対象空家等の所有者等が異なる場合においては、同意書(別記様式第1号)により当該土地の所有者の同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象空家等の除却について、同意書(別記様式第2号)により補助対象空家等の所有者等から承諾を得た者
- (3) その他市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者
- (3) 補助対象空家等が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から当該補助対象空家等の除却について同意を得られない者。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書(共有者用)(別記様式第3号)又は誓約書(相続用)(別記様式第4号)を提出することができるときは、この限りでない。
- (4) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合における補助対象空家等の所有者等。ただし、補助対象空家等についてその権利を有する者の全員の同意が得られるときは、この限りでない。
- (5) 補助金の申請を行う日の属する年度内に、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っている者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、本市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有している者のうち、土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号)による許可をいう。)を受けているもの又は解体工事業の登録(建設工事に係る資材の再資源化等

に関する法律（平成12年法律第104号）による登録をいう。）をしているものが施工する補助対象空家等の除却工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としない。

- (1) 他の公的な補助金等の交付を受けて行うもの
- (2) 補助対象空家等と同一敷地内に存する附属物の除却工事
- (3) 補助対象空家等に附属する地下埋設物（補助対象空家等の基礎を除く。）の除却工事
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に係る経費（以下「補助対象経費」という。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費に10分の8を乗じて得た額を上限とする。

（不良空き家の判定）

第6条 補助対象空家等のうち不良空き家の補助対象工事を実施するために補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「不良空き家申請者」という。）は、あらかじめその建築物（以下「判定対象建築物」という。）が不良空き家に該当するか否かについて、判定を受けるものとする。

2 不良空き家申請者は、事前判定申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 判定対象建築物の位置図
- (2) 判定対象建築物の間取図
- (3) 判定対象建築物の現況写真（外観写真）
- (4) 判定対象建築物の登記事項証明書又は所有権を確認することができる書類
- (5) 判定対象建築物が所在する土地の登記事項証明書
- (6) 判定対象建築物が居住その他の使用がなされていないことが常態であることを確認することができる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 不良空き家申請者は、委任状（別記様式第6号）により、前項の規定

による申請に係る事務を他の者に委任することができる。

- 4 市長は、第2項の規定による事前判定の申請があったときは、これを審査し、及びその職員に現地調査をさせ、判定対象建築物が別表第1、別表第2又は別表第3の住宅の不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100点以上にあると認めるときは、不良空き家申請者に対し、不良空き家認定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- 5 市長は、前項の評点の合計が100点に達しないと認めるときは、不良空き家申請者に対し、不良空き家不認定通知書（別記様式第8号）により通知するものとし、補助金交付の対象としない。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空家等の位置図
  - (2) 補助対象空家等の間取図
  - (3) 補助対象空家等の現況写真（外観写真）
  - (4) 補助対象空家等の登記事項証明書又は所有権を確認することができる書類。ただし、相続人が申請者の場合は、所有者との相続関係が分かる戸籍の全部事項証明書
  - (5) 補助対象空家等が所在する土地の登記事項証明書
  - (6) 事業実施計画書（別記様式第10号）
  - (7) 補助対象工事に係る解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）
  - (8) 補助対象工事を施工する解体業者の建設業又は解体工事業の許可書の写し
  - (9) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第11号）
  - (10) 第3条の規定に該当する場合は、別記様式第1号から第4号までの様式のうち必要なもの
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるとき又は前条第2項の規定により提出されているときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。
  - 3 申請者は、第1項の規定による補助金の交付申請に当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定す

る仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査において適当でないとき、補助金を交付しないものとし、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（変更等の承認）

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該補助対象工事を変更し、休止し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書（別記様式第14号）に関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該交付対象事業の変更等を承認し、補助決定者に対し、補助金変更等承認通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

（完了届）

第10条 補助決定者は、補助対象工事が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了届（別記様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（別記様式第17号）

(2) 補助対象工事に係る解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること。）

(4) 補助対象工事に係る廃棄物に関する処分証明書等

(5) 工事の完了を確認することができる写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の完了届を提出する者のうち、第7条第3項ただし書の規定により申請をしたものは、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、完了届の提出があった場合、これを検査し、及びその職員に現地調査をさせ、当該補助対象工事の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に対し、補助金交付確定通知書（別記様式第18号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式第19号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は交付金額を変更し、及び期限を定めて補助金返還命令書（別記様式第20号）により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が適当でないと認められたとき。

(跡地の管理)

第14条 補助対象工事を行った土地の所有者（当該所有者以外の者が当該土地の管理を行う場合は、その管理を行う者）は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、当該補助対象工事を行った跡地の適正な管理に努めなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる補助金の交付申請について適用し、同日前にされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。